

第1回 千葉県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年度後期高齢者医療に係る事業予算3362億円

平成20年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会が、平成20年2月12日(火)に開催されました。

特別会計条例の制定など、条例議案4件、予算議案3件が審議され、すべて原案のとおり可決されました。

また、「後期高齢者医療制度に対する政治姿勢と、県民の不安解消の具體的方針について」一般質問がありました。

第1回 定例会の議案と議決結果

※丸数字は議案番号、白抜き数字は陳情番号 (議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略)

- ① 特別会計条例の制定について 【原案可決】
② 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について 【原案可決】
③ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について 【原案可決】
④ 職員定数条例の一部を改正する条例の制定について 【原案可決】
⑤ 平成19年度一般会計補正予算(第1号) 【原案可決】
⑥ 平成20年度一般会計予算 【原案可決】
⑦ 平成20年度特別会計予算 【原案可決】
① 「後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情」 【継続審査】



広域連合議会 第1回定例会 平成20年2月12日 (於:千葉市内のホテル)

議案第7号「平成20年度広域連合特別会計予算」についての質疑及び関連する一般質問が行われましたので、その一部を掲載します。

健康診査費について

健康診査費について、市町村によっては一般会計からの持ち出しとなることが懸念されるが、委託料の運用をどのように取り扱う考えなのか。

市町村への委託料については、その財源として均一保険料を充てることから、サービスに地域格差が生じないよう配慮し、①健診項目の単価は国が定める診療報酬単価とすること、②受診券作成や郵便代などの事務経費の基準額、③介護保険の生活機能評価と共同実施に努め、重複項目の費用を削減すること、などについて市町村へ伝達し準備を依頼している。今後、保健事業については、その実施状況等を十分検証し、効果的で効果的な保健事業のあり方を検討してまいりたい。

差別医療を阻止するための国への要請について

1月17日に中央社会保険医療協議会が、後期高齢者診療報酬改定による差別医療をする方向を打ち出したが、それを阻止するために国に要請してほしい。

この制度においても、74歳までの方と変わらざる必要な医療を受けることができる。

特に後期高齢者の方々の生活を支える医療を目指すために、例えば、慢性疾患をお持ちの方には、主治医から継続的に心身の特性に見合った外来診療を受けられること、医師や看護師など医療の専門家と福祉サービスとの連携により、在宅での生活を支えるなどの仕組みが考えられている。

中央社会保険協議会の動向については、今後とも注意深く見守ってまいります。

Table listing members of the Chiba Regional Elderly Medical Association, including names and their respective municipalities.

お問い合わせ
千葉県後期高齢者医療広域連合
土曜・日曜・休日・年末年始を除く 午前9時から午後5時まで
■ 保険料、被保険者の資格、給付等について 業務課 043-308-6768
■ 本紙について、広域連合の運営、議会等について 総務課 043-223-0075